

大溝公園再整備事業実施設計等業務委託仕様書

1. 業務目的

大溝公園は、佐賀駅北地区に位置する都市公園であり、地域住民の憩いの場として利用されるとともに、佐賀駅と令和 11 年度に開学予定の佐賀県立大学（仮称）を結ぶ動線上に位置する重要なオープンスペースである。

本業務は、芝生広場を中心とした開放的で快適な空間の創出を図るとともに、公園内外の見通し改善による安全性及び防犯性の向上を図り、学生、地域住民及び来訪者など多様な利用者が利用しやすい公園への再整備を行うため、必要な設計等を実施することを目的とする。

また、佐賀駅と県立大学を結ぶ都市空間の結節点としての立地特性を踏まえ、交流や滞在を促進する魅力的な空間形成を図るとともに、維持管理の効率化及びライフサイクルコストの縮減に配慮した持続可能な公園づくりを目指すものとする。

2. 業務対象地

佐賀市神野東四丁目 2211 番外

大溝公園：約 9,800 m²

3. 業務期間

契約日から令和 9 年 3 月 1 6 日まで

4. 業務内容

（1）現況調査

- ・現地踏査
- ・既存施設調査
- ・樹木調査
- ・利用状況調査
- ・課題整理

（2）測量業務

- ・平面測量
- ・縦横断測量
- ・現況図作成

（3）実施設計

- ・再整備計画の検討
- ・施設配置計画
- ・園路計画

- ・植栽計画
- ・排水計画
- ・ユニバーサルデザインの検討
- ・平面図作成
- ・構造図作成
- ・数量計算
- ・工事費積算
- ・設計図書作成

(4) 完成イメージ作成

- ・完成イメージパース作成 (2 枚程度)

(5) ワークショップ支援

- ・ワークショップの企画支援 (1 回程度)
- ・ワークショップ報告書作成

※発注者が必要と認める場合は、協議の上開催回数を変更することがある。

(6) 打合せ協議

- ・打合せ協議 3 回
(業務着手時、中間協議、成果品納入時)
- ・必要に応じて電子メール、電話等で協議を行うものとする。

5. 基本条件

受注者は以下の条件を踏まえ設計を行うものとする。

- (1) 芝生広場を中心とした開放的な空間を形成すること。
- (2) 安全性及び防犯性の向上を図ること。
- (3) 公園内外の見通し改善を図ること。
- (4) 既存樹木を可能な限り活用するとともに、桜の植樹等による季節感のある景観形成を図り、公園の魅力向上に資する空間づくりについて検討すること。
- (5) 四阿等の休憩施設の配置及び利用しやすい休憩空間の形成について検討すること。
- (6) 遊具をはじめ、多様な利用者のニーズに応じた公園施設の配置及び整備について検討すること。
- (7) 佐賀駅と県立大学を結ぶ動線上の拠点として魅力向上を図ること。
- (8) 維持管理負担の軽減及びライフサイクルコスト縮減に配慮すること。
- (9) 幼児及びその保護者などが安全かつ快適に利用できる遊び場空間の形成について検討すること。

6. 成果品

受注者は、業務完了時に次の成果品を提出するものとする。

(1) 業務報告書 一式

- ・業務概要
- ・現況調査結果
- ・課題整理
- ・協議記録
- ・ワークショップ実施結果
- ・その他業務に係る資料

(2) 測量成果 一式

- ・平面図
- ・縦断図
- ・横断図
- ・測量成果簿

(3) 設計成果 一式

- ・設計説明書
- ・設計図面
- ・数量計算書
- ・工事費積算書
- ・各種計算書

(4) 完成イメージ資料 一式

- ・完成イメージパース
- ・説明用資料

(5) ワークショップ成果 一式

- ・実施計画書外資料
- ・ワークショップ報告書

(6) 電子成果品 一式

- ・報告書データ
- ・設計図面データ
- ・積算データ
- ・写真データ
- ・パースデータ
- ・その他関連データ

(7) その他発注者が必要と認める資料 一式

提出部数

- ・成果品（A4 版製本） 1 部

- ・電子成果品（CD-R または DVD-R） 2 部

7. 適用基準

受注者は、本仕様書によるほか、業務実施時点における国土交通省、佐賀県及び佐賀市の関係法令、基準、指針等に基づき業務を実施するものとする。

8. 成果品の帰属

本業務により作成された成果品の著作権、所有権及び使用権は発注者に帰属するものとする。

受注者は、発注者の承諾なく成果品を第三者へ提供し、又は公表してはならない。

9. 秘密保持

受注者は、本業務の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本業務完了後においても同様とする。

10. 電子成果品

電子成果品は、PDF 形式及び編集可能なオリジナルデータ形式により提出するものとする。

図面データは CAD データ形式により提出するものとし、詳細なデータ形式については発注者と協議のうえ決定する。